

第9章 計画の推進体制

第9章 計画の推進体制

1. 計画の見直し

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法改正による障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

2. 計画の進捗管理

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を成果目標と位置づけ、各サービスの見込量を活動指標としています。これらの指標に基づき、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及数値目標の達成状況などについて、地域自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



参考資料

1. 近年の障がい者をめぐる国の動き

平成 26 年1月、我が国は障害者権利条約の批准・締結を行いました。国では、この条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成 23 年には「障害者基本法」の改正、平成 24 年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」の制定を行いました。これにより、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実(支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大等)、障がい児支援の強化(児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等)、地域における自立した生活のための支援の充実(グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設等)などの新しい内容が示されました。

一方、障がい者の人権に関しては、平成 23 年の「障害者虐待防止法」に続き、平成 25 年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定されました。

障害者基本法の改正では、障がい者の定義について、「個人の機能障がいにより原因があるもの」とする「医学モデル」から、「障がい(機能障がい)及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」への転換が行われ、加えて社会的障壁の除去を必要とする障がい者に対し、必要かつ合理的な配慮が求められています。

平成 25 年9月に策定された国の第3次障害者基本計画は、改正障害者基本法を踏まえ、分野別施策の柱に「安全・安心」や「差別の解消及び権利擁護の推進」など、新しい項目が加えられるとともに、教育分野では「インクルーシブ教育システム(障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組み)」という言葉が使われました。

平成 29 年度は第3次障害者基本計画が見直され、第4次障害者基本計画が策定されました。

2. 障がい者施策の経過

年表

平成 19 年

重点施策実施 5 か年計画（後期分） 策定

平成 20 年

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 公布

平成 21 年

総社市第 2 期障がい福祉計画策定

平成 23 年

改正障害者基本法 施行

平成 24 年

総社市第 3 期障がい福祉計画策定

総社市第 2 期障がい者計画策定

障害者優先調達推進法 成立

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、25 年 4 月から施行された。

障害者虐待防止法 施行

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成 23 年 6 月に成立し、24 年 10 月から施行された。

平成 25 年

国「第3次障害者基本計画」策定（9月）

障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 25 年 6 月に成立した。また、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向などを示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」については、障害者政策委員会でのヒアリング、議論等を経て平成 27 年 2 月に閣議決定された。

障害者総合支援法

障害者基本法の改正や改革本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立し、25 年 4 月から施行（一部、26 年 4 月施行）された。

【主な見直し内容】

平成 25 年 4 月 1 日施行

- ① 法の目的に「自立」に代え「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記
- ② 障害者の定義に難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象を拡大
- ③ 市町が実施する地域生活支援事業の必須事業の追加
（追加された必須事業）
 - ・障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
 - ・障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ・市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修
 - ・意思疎通支援を行う者の養成

平成 26 年 4 月 1 日施行

- ④ 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、定義や判定式、調査項目を見直し
- ⑤ 重度訪問介護の対象拡大（重度の知的障害者、精神障害者を対象に追加）
- ⑥ ケアホームのグループホームへの一元化
- ⑦ 地域移行支援の対象拡大（保護施設、矯正施設等を退所する障害者等）

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が平成 25 年 5 月、議員立法により制定され、平成 25 年 6 月から施行された。これを受けて、成年後見人が付いた人（被後見人）の選挙権が回復してから初めての国政選挙として、平成 25 年 7 月に参議院議員通常選挙が執行された。

障害者雇用促進法 一部改正

労働政策審議会障害者雇用分科会は、平成 25 年 3 月に「今後の障害者雇用施策の充実強化について」の分科会意見書を取りまとめた。これを踏まえ、同年 4 月に、雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出され、同年 6 月に成立した。また、同法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が、平成 27 年 3 月に策定された。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月に成立し、26 年 4 月から施行（一部、28 年 4 月施行）された。

平成 26 年

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行

難病の患者に対する医療等に関する法律

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 26 年 5 月に成立し、27 年 1 月から施行された。

平成 27 年

総社市第 4 期障がい福祉計画策定

難病の患者に対する医療等に関する法律 施行

平成 28 年

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行（障害者に対する差別の禁止，合理的配慮の提供義務）

発達障害者支援法 改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

- ・ 障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実
- ・ 障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実

平成 29 年

国「第 3 次障害者基本計画」見直し

平成 30 年

国「第 4 次障害者基本計画」策定

総社市第 3 期障がい者計画策定

総社市第 5 期障がい福祉計画策定

総社市第 1 期障がい児福祉計画策定



3. 障がい者施策に関する主な法律，条約

(1) 障害者権利条約の批准

わが国は，平成 26 年1月 20 日に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准しました。この条約は，障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し，障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため，障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより，日本において，障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され，人権尊重についての国際協力が促進されることとなります。なお，以下に述べる「障害者基本法の改正」「障害者総合支援法の施行」「障害者差別解消法の施行」「障害者虐待防止法の施行」等は障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環と位置づけられます。

(2) 障害者基本法の改正

障害者基本法は障がい者施策の基本となる法律です。この法律は平成 23 年に見直され，8月5日に公布，施行されました。改正により，すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて，「障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

(3) 障害者総合支援法の施行

平成 18 年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。これにより，福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ，3障がいを一元化し，就労支援の強化，支給決定の仕組みの明確化，安定的な財源の確保などが図られました。

さらに，制度の谷間のない支援を提供する観点から，障がい者の定義に難病等を加えるとともに，個々のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備するための見直しが行われ，名称も「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」と改められ，平成 25 年4月に施行されました。

(4) 障害者差別解消法の施行

全ての国民が，障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け，平成 25 年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立(平成 28 年4月1日施行)しました。これは，障害者基本法第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し，それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり，「障害を理由とする差別的取り扱いの禁止」「障害のある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。

(5) 障害者虐待防止法の施行

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成24年10月1日から、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。また、虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。

(6) 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が改正され、身体障がい者、知的障がい者に加え、精神障がい者についても雇用が義務となり、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとなります。(平成30年4月1日施行)

また、雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止や、事業主に対し、過重な負担を及ぼさない範囲で、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。(平成28年4月1日施行)

(7) 障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が平成24年6月に成立(平成25年4月1日施行)し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるにあたって、法定障がい者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

4. 総社市障害者施策推進協議会名簿

任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

区分	団体名	役職名	氏名
関係行政機関の職員	岡山県倉敷児童相談所	所長	浅田 浩司
	岡山県備中保健所	所長	徳山 雅之
	倉敷中央公共職業安定所総社出張所	所長	大崎 雅也
	総社市教育委員会	教育長	山中 榮輔
障がい者及び福祉関係従事者	総社市社会福祉協議会	会長	風早 昱源
	総社市民生委員児童委員協議会	会長	安本 美喜男
	総社市身体障がい者福祉協会	会長	近藤 宗人
	総社市手をつなぐ親の会	会長	小川 正雄
	特定非営利活動法人あゆみの会	理事長	高木 光恵
学識経験者	岡山県立大学保健福祉学部	准教授	井上 幸子
	吉備医師会	会長	三宅 周 (H29.4.1～H29.9.11)
		会長	平川 秀三 (H29.9.12～)

5. 総社市障がい者千五百人雇用推進条例

平成23年12月19日

条例第22号

改正 平成25年3月25日条例第17号

平成29年9月7日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、障がい者千五百人雇用の推進に関し、基本理念を定め、市、事業主、商工会議所等(以下「事業主団体」という。)の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、障がい者をはじめ全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 障がい者千五百人雇用の実現のための雇用の促進と就労の支援は、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられ、かつ、健康で安心な生活を享受できるものでなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、障がい者の雇用の促進と就労の支援を国、県、事業主、事業主団体及び民間の団体と協力して実施するものとする。

2 市は、積極的に公共施設等のバリアフリー化を推進するものとする。

3 市は、自ら率先して障がい者の雇用に努めるものとする。

4 市は、障がい者の雇用の促進と就労の支援に取り組む過程で生じる課題及び就労状況の分析を行い、必要に応じて適当な措置を講ずるものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、障がい者一人ひとりの特性について理解を深め、その特性に配慮した雇用管理、施設・設備の新築、改修及びバリアフリー化並びに災害時の避難対応を行うなど、障がい者が働きやすい職場環境を整備し、障がい者の雇用の拡大に努めるものとする。

(市と関係がある事業主の責務)

第5条 市と契約を締結し、市の補助金の交付を受け、又は市の公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)について指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の指定を受け、若しくは指定を受けようとする事業主は、市税その他の貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は市の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて市の施策の実施に協力する責務を有するものであって、その雇用する労働者の数に対する障がい者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障がい者の雇用に努めなければならない。

(事業主団体の責務)

第6条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進のために必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、障がい者の特性の理解を深めるとともに、市が実施する障がい者の雇用促進と就労支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(特例子会社設立の支援)

第8条 市は、事業主が行う障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する子会社の設立に当たって支援を行うものとする。

(就業及び生活上の支援)

第9条 市は、法第34条に規定する障害者就業・生活支援センター、総社市社会福祉協議会その他関

係機関と連携して、障がい者が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を市内で実施する事業者に対し、支援を行うものとする。

(障がい者支援施設等からの物品の買入れ等)

第10条 市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)の趣旨に鑑み、障がい者支援施設等(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所をいう。以下同じ。)において生産活動に従事する障がい者の就労の支援のため、自ら率先して障がい者支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

- 2 市は、障がい者の雇用に積極的に取り組んでいると認める事業主に対して、市等との契約に当たって、一定の条件を定めて、有利な取り扱いをすることができる。

(啓発活動の実施)

第11条 市は、国、県、事業主団体及び民間の団体と協力して障がい者の雇用と就労、施設のバリアフリー化に関し、事業主及び市民の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

(顕彰)

第12条 市は、障がい者の雇用に関し、特に優れた取り組みをした事業主の顕彰を行うものとする。

(障がい者千五百人雇用委員会の設置)

第13条 市長は、障がい者の雇用の場の創設及び拡充、障がい者の雇用促進と就労の安定化を目指し、必要な助言、提言を得るため、総社市障がい者千五百人雇用委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、20人以内とする。

- 3 委員は、委員会の目的に賛同し、目的の達成を担う一員として積極的に活動する団体・機関等に所属する者のうちから、市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、委員会に有識者等を委員として参画させることができる。

(その他)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成25年3月25日条例第17号)

6. 障がい者団体との意見交換

(1) 身体障がい者団体から寄せられた意見（総社市身体障がい者福祉協会）

①障がい者千五百人雇用について

- ・生活していくうえでは働かないといけない。千五百人雇用事業は大変ありがたいが、今後も頑張してほしい。

②その他

- ・給与値の目標について、現在 A 型事業所の経営問題がある中、この設定は事業所側も可能なものか。
- ・障がい者を世間の目から隠し、監禁している事件があった。障がいへの理解啓発にしっかり取り組んでいただき、障がい者が社会に出て行ける環境になるよう努めてほしい。

(2) 知的障がい者団体から寄せられた意見（総社市手をつなぐ親の会）

①福祉サービスについて改善すべきところ

- ・グループホームのような施設で、障がい者でいろいろできないことがあるようなことがある人でも 24 時間みてもらえるような施設がほしい。
- ・障がい者の就労経験については、支援学校の中で訓練がたくさん選べる状況ではない。失敗を経験することも大事だというが、常に多くの失敗をしているのが現状で、仕事の上での失敗は、マッチングや支援においてあっていなかった、適切な支援ができていなかったということである。人材確保の面を含めて、マッチングやコーディネートなどの支援が大切である。

②地域生活・一般就労について

- ・親が送迎できなくなった時の交通の便が不安。雪舟くんの市外への運行を検討してほしい。福祉作業所の送迎を市の予算で行うなどしてほしい。

③その他

- ・市民にはまだまだ多くの差別や偏見があるので正しい理解を促してほしい。
- ・ライフステージで区切るのではなく、支援は並行して行ってほしい。
- ・発達障がいの項目（P10）などにおいて、「家族支援」について明文化してほしい。

い。学齢期の支援について「子どもの特性理解」を記載してほしい。

（３）精神障がい者団体から寄せられた意見（ＮＰＯ法人あゆみの会）

①運営上の問題点

- ・指導員の勉強が必要。誰でもなっている現状ではいけない。
- ・発達障がいは基準が無いので対応が難しい。
- ・基準がないことによる差別が発生している。例えばＡやＢ型事業所への就労。明確な基準で、種別をきちんとしていないといけない。Ａ型が給料がいいからといって、Ａ型へ行くというものではない。

②地域生活・一般就労について

- ・家族の会の組織が小さくなっている（高齢化、市外の人が増えたため組織化が難しい）
- ・高齢者の居場所作りが必要。
- ・ＪＲの料金割引を精神障がい者も適応されるよう県に要望中。
- ・年金＋就労で生活を立てていくことが大切である。

③その他

- ・精神科医のセミナーを開催してほしい。
- ・ボランティア養成講座（岡山県がＨ18まで実施）を復活させてほしい。
- ・精神障害者手帳はなかなかもらえない。医師の診断の際に付き添いが必要。手帳がないと年金がもらえない。
- ・ソフトバレーボールの大会に出られなくなった。

（４）自立支援協議会の委員から寄せられた意見

①運営上の問題点

- ・日中活動はある程度充実してきており、それ以外の部分が必要。地域生活支援拠点の整備による２４時間体制の支援を行う上で、支援者の不足やコールセンターの体制などの課題がある。
- ・障がい者の支援については、人材育成が必要である。
- ・相談支援事業所の数が増えたが、経験が浅い人も多いので、レベルアップを図る必要がある。

②福祉サービスについて改善すべきところ

- ・不登校予備軍への支援。行きたくても行けない子がいるのでそういった部分への支援が必要である。学校や療育等への通学・通所のための移動手段を検討してみてはどうか。
- ・市民はできるだけ市内のサービスを利用するよう取組むことが大切。市外の施設等を利用するということは、市内のサービスに何か足りていないという考え方も必要では。
- ・高齢期の対策として、介護保険優先の考え方と、住環境の整備について、利用者目線で考えていかないといけない。
- ・医療的ケアの必要性が高まっている。また、ケア児へのアプローチはもちろん、兄弟など周辺の人々も多くの制約をうけており、そういったところへのアプローチも必要である。
- ・医療型の施設がなく困っている状況がある。また、身体障がいがある場合は送迎も必要である。
- ・ひきこもりに限って、移動手段を検討してみてはどうか。
- ・基幹相談支援センターの機能強化や住宅入居支援にも取組んではどうか。

③地域生活・一般就労について

- ・施設から地域へという中で、警察、消防、医療機関などとの連携強化が必要。
- ・高齢化が進んでおり、年に数人が老人ホームへ移行しているが、慣れた環境での生活が大切。ハード面の対応とともに高齢者制度との連携が必要。
- ・生活の質の向上には余暇活動が大切になる。

④その他

- ・短時間雇用者の健康診断の機会がないか？
- ・そうじゃ一貫サポートシステムの表について、放課後デイや児童発達支援などの部分に修正が必要。
- ・「就労期」という表現には違和感がある。
- ・発達障がい児の増加については、総社市が先駆的に取組んでいるから早期発見等により増加しているとも言える状況。保護者が過度に反応している状況もあることから、発達障がいに対して理解を深めるような啓発が必要である。
- ・差別や偏見を無くすための教育も大切である。

7. 用語集

【あ】

●アクセシビリティ

障がいのある人や高齢者など、誰もが、様々な製品や建物、サービスなどを支障なく利用できるかどうか、またはその度合いを表す言葉。

●アスペルガー症候群

発達障がいの一種であり、一般的には「知的障がいが無い自閉症」とされている。

対人関係の障がいや、他者の気持ちの推測力、すなわち心の理論の障がいの特徴とされる。

●インクルージョン

ソーシャルインクルージョンは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。特に教育の分野では、障がいの有無によらず、すべての子どもを包み込んで、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて教育を行うべきであるという考え。

【か】

●学習障がい（LD）

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な障がいを指す。

●グループホーム

障がい者が、世話人から日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

●ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

【さ】

●自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと。

●ジョブコーチ（就労援助指導員）制度

障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（就労援助指導員）が職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う制度。

●心身障害者医療費公費負担制度

重度身体障がい者又は重度知的障がい者が必要とする医療を受けやすくするために、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部が助成される制度。

●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる人であることを確認する手帳。

●精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳。

●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

●その他の広汎性発達障がい

自閉性精神発達遅滞のこと。精神発達遅滞とは、全般的な知能の発達に遅れがみられ、社会生活にうまく適応できない状態のこと。発達期に低い知能がみられる場合をいう。

【た】

●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

●注意欠如・多動性障がい(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

●特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な】

●難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した者をさす。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

●日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

●ノーマライゼーション

常態化，正常化，標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することは異常（アブノーマル）であり，あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそが正常（ノーマル）だという福祉の理念。

【は】

●発達障がい

自閉症，アスペルガー症候群，その他の広汎性発達障がい，学習障がい，注意欠如・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するで，言語の障がい，協調運動の障がい，心理的発達の障がい，情緒の障がいをいう。

●バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により，一般民間企業，特殊法人，国，地方公共団体の機関について，その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

【ま】

●民生委員

民生委員法に基づき，各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において，担当の区域又は事項を定めて，①常に調査を行い，生活状態をつまびらかにしておくこと，②保護を要するものを適切に保護指導す

ること，③社会福祉事業施設と密接に連絡し，その機能を助けること，④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること，などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や】

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無等にかかわらず，誰にでも使いやすい施設，製品，情報をデザインすること。

【ら】

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

●リハビリテーション

障がい者等を対象に，身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練，療法，援助。

●療育

障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に交付する手帳。

第 3 期 総 社 市 障 が い 者 計 画
(第 5 期総社市障がい福祉計画・第 1 期総社市障がい児福祉計画)

平成 3 0 年 3 月

編集・発行 総社市保健福祉部福祉課

総社市教育部こども夢づくり課

〒 7 1 9 - 1 1 9 2 総社市中央一丁目 1 番 1 号

電話 0 8 6 6 - 9 2 - 8 2 6 9 (福祉課)

0 8 6 6 - 9 2 - 8 2 6 5 (こども夢づくり課)



総社市